

我が国の国家主権を断固として守るため 毅然とした外交姿勢を示すことを求める意見書

竹島・尖閣諸島及び北方領土は、我が国固有の領土である。このことは、歴史的にも国際法上も何ら疑いはない。

それにもかかわらず、去る7月23日、ロシア軍のA50空中警戒管制機が2度、竹島（島根県隠岐の島町）の上空を領空侵犯し、それに対して韓国軍が2度にわたって約360発の警告射撃を行ったと韓国軍合同参謀本部が発表した。我が国はそれぞれ両国に対して、領空侵犯と射撃について抗議を行った。

また、8月2日にロシアのメドベージェフ首相が北方領土の択捉島を訪問し、北方領土はロシアの領土だと語り、領土問題で日本に譲歩しない立場を強調した。日本政府は我が国の立場と相いれないと抗議したが、8月5日、ロシア軍は国後島周辺海域で射撃訓練を実施するなど、北方領土での軍事演習を活発化させている。

さらに、韓国軍は、8月25日、26日の両日、韓国が不法占拠している竹島とその周辺で、海軍のイージス艦や陸軍の特殊部隊を初めて投入し、昨年のおよそ2倍の規模となる軍事演習を行った。

名称も「独島（竹島の韓国名）防衛訓練」から、韓国が呼称変更を求めている日本海の韓国名を冠した「東海領土守護訓練」に変更している。

実施は、韓国の文在寅政権が日韓軍事情報包括保護協定（GSOMIA）の破棄を決めてから3日後であった。韓国大統領府報道官は「日本だけを考えて決めたわけではない」と語ったが、対日挑発の意図は明らかである。

日本政府は韓国政府に対して事前に中止を求め、演習が始まってからはすぐに抗議した。だが、韓国側は意に介するどころか、引き続き8月31日には、韓国与野党議員6人が竹島に上陸して領土を主張し、日本に対して抗議活動も行った。

連日の中国公船による尖閣諸島接続水域航行も言うに及ばず、我が国の主権が及ぶはずの領土において、他国がわがもの顔で、やりたい放題である。

このように、我が国の国家主権を大きく揺るがす、我が国固有の領土に対する侵害が頻発しており、毅然とした外交姿勢を示すことが不可欠である。

よって、国会及び政府においては、よるべき正しい歴史認識を示し取るべき立場を明確にし、広く内外に訴え、併せて国民にも正しい理解を求めるべきである。

その上で、関係国に対して主張すべきは主張し、措置すべきは措置し領土・領域の保全を全うし、我が国の国益を守るための毅然とした外交姿勢を示すよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日

東近江市議会議長 大橋保治

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣